

1. 計画の目的等

剣淵町では、平成 19 年度「剣淵町耐震改修促進計画」の策定に向けて検討を重ね、取りまとめております。今後は、耐震改修促進計画に掲げた目標の達成に向け、町民と協働し、耐震化に取り組んでいくこととします。

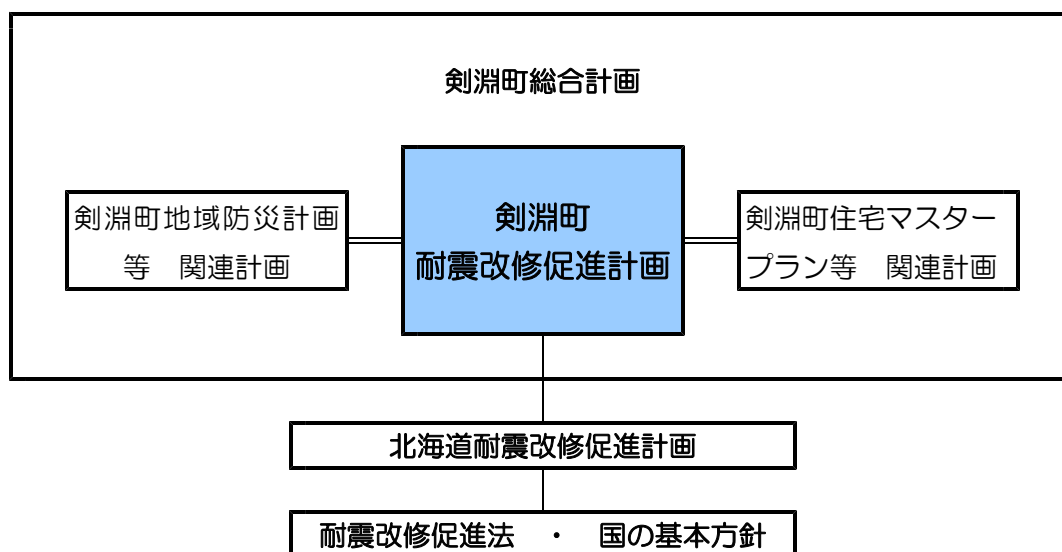
(1) 計画の目的・位置付け

剣淵町耐震改修促進計画（以下、「本促進計画」という。）は、安全・安心なまちづくりを推進するため、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進して行くことを目的としています。

本促進計画は、平成 18 年 1 月 26 日に改正施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）第 5 条第 7 項に基づき、国の基本方針及び北海道の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進するための計画（以下、「道促進計画」という。）を勘案しつつ策定します。

また、剣淵町総合計画に基づき、剣淵町地域防災計画や剣淵町住宅マスタープラン等、関連計画と連携の位置付けにあります。

■剣淵町耐震改修促進計画の位置付け



(2) 計画の期間等

本促進計画の計画期間は、平成 20 年度から 27 年度までの 8 年間とし、必要に応じ目標や計画内容を見直すこととします。

また、制度の改正や大規模な災害等の発生等により、再検討が必要な場合には、見直しを行うものとします。

*旧耐震基準：昭和 56 年 6 月 1 日に改正施行された建築基準法の耐震基準（新耐震基準）以前の耐震基準のことです。

2. 想定される地震の規模及び被害状況

(1) 剣淵町内での地震発生の概要

剣淵町に被害をもたらした地震は、最近 10 年程度では平成 16 年 12 月に留萌支庁南部を震源とする震度 4 の地震がありますが、特筆すべき被害は発生していません。

(2) 剣淵町における地震の想定

本促進計画においては、道促進計画において示されている 3 種類の地震、イ) 海溝型地震、ロ) 内陸活断層で起こる地震、ハ) 全国どこでも起こりうる直下の地震、の剣淵町への影響を評価するため、剣淵町役場をその代表的な位置として地震情報を利用した評価結果を基に、想定される地震を設定しています。

想定地震は、①海溝型地震で最大震度となる地震「十勝沖・釧路沖の地震」、②内陸活断層である地震で最大震度となる地震「増毛山地東縁断層帯による地震」、③全国どこでも起こりうる直下の地震、の 3 つの地震としています。

① 海溝型地震で最大震度となる地震「十勝沖・釧路沖の地震」

8 つの海溝型地震においては、留萌沖地震、十勝沖・釧路沖の地震の影響が大きく、十勝沖・釧路沖の地震において最大計測震度 3.9、震度 4 以下の揺れが予測されています。

表 2-1 北海道、中央防災会議の想定地震による震度（役場周辺）

想定地震名	石狩地震	北海道東部地震	釧路北部地震	日高中部地震	留萌沖地震	後志沖地震	十勝沖・釧路沖の地震	根室沖・釧路沖の地震
計測震度	3.1	2.8	2.1	3.0	3.6	2.8	3.9	3.3

② 内陸活断層である地震で最大震度となる地震「増毛山地東縁断層帯による地震」

内陸活断層である地震においては、増毛山地東縁断層帯、沼田一砂川付近の断層帯による地震の影響が大きく、増毛山地東縁断層帯による地震において最大計測震度 5.0、震度 5 強の揺れが予測されています。

表 2-2 地震調査研究推進本部の想定地震による震度（役場周辺）

断層名称	標津断層帯	十勝平野断層帯主部		富良野断層帯		増毛山地東縁断層帯		当別断層	石狩低地東縁断層帯		黒松内低地断層帯	函館平野西縁断層帯
	十勝平野断層帯主部	光地園断層	富良野断層帯西部	富良野断層帯東部	増毛山地東縁断層帯	沼田一砂川付近の断層帯	石狩低地東縁断層帯主部		石狩低地東縁断層帯南部			
計測震度	3.2	4.1	2.8	4.0	3.9	5.0	4.8	3.4	4.2	3.2	2.5	2.1

③ 全国どこでも起こりうる直下の地震

全国どこでも起こりうる直下の地震においては、直下にマグニチュード 6.9 の地震を想定し、最大計測震度 5.8、震度 6 弱の揺れが予測されています。

〔参考〕表 2-3 気象庁の震度階級と計測震度との関係表

気象庁の震度階級	震度 4 以下	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7
計測震度	— 4.4	4.5 — 4.9	5.0 — 5.4	5.5 — 5.9	6.0 — 6.4	6.5 —

【参考】

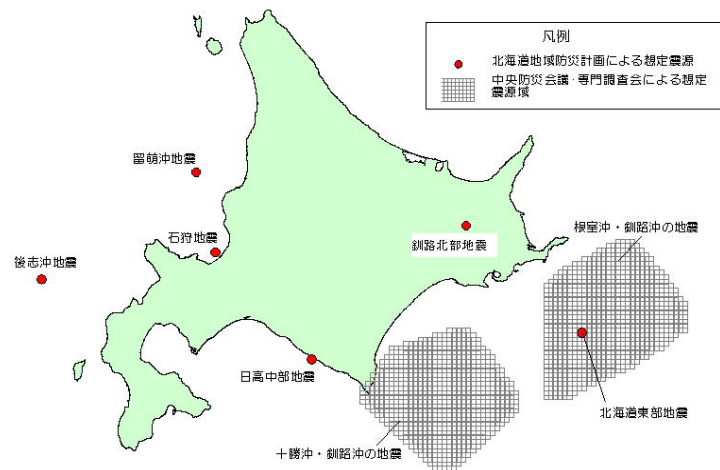
■北海道が想定する地震

イ) 道内において地震動により建築物に影響を及ぼすとされる8つの地震（海溝型地震）

表 2-4 8つの海溝型地震の概要

地震名称	マグニチュード
石狩地震	M 6.75
北海道東部地震	M 8.25
釧路北部地震	M 6.5
日高中部地震	M 7.25
留萌沖地震	M 7.0
後志沖地震	M 7.75
十勝沖・釧路沖の地震	M 8.2
根室沖・釧路沖の地震	M 8.3

図 2-1 8つの海溝型地震の位置



ロ) 道内都市近郊に存在する主要な8活断層による地震（内陸活断層である地震）

図 2-2 8つの内陸活断層による地震の位置

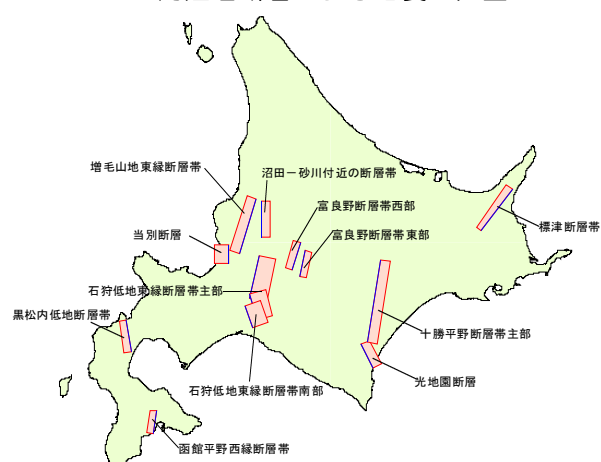


表 2-5 8つの内陸活断層による地震の概要

断層の名称	断層モデル	マグニチュード	断層長さ	断層幅	傾斜角
標津断層帯	標津断層帯	M 7.7	53 km	14 km	北西 60 度
十勝平野断層帯	十勝平野断層帯主部	M 8.0	84 km	20 km	東 60 度
	光地園断層	M 7.2	27 km	20 km	東 60 度
富良野断層帯	富良野断層帯西部	M 7.2	29 km	14 km	西 60 度
	富良野断層帯東部	M 7.2	27 km	14 km	東 60 度
増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	M 7.8	58 km	20 km	西 60 度
	沼田-砂川付近の断層帯	M 7.5	37 km	20 km	東 60 度
当別断層	当別断層	M 7.0	19 km	19 km	西 40 度
石狩低地東縁断層帯	石狩低地東縁断層帯主部	M 8.0	27 km	24 km	東 45 度
	石狩低地東縁断層帯南部	M 7.1	24 km	24 km	東 45 度
黒松内低地断層帯	黒松内低地断層帯	M 7.3	32 km	32 km	西 60 度
函館平野西縁断層帯	函館平野西縁断層帯	M 7.3	22 km	22 km	西 60 度

(3) 地震動の想定

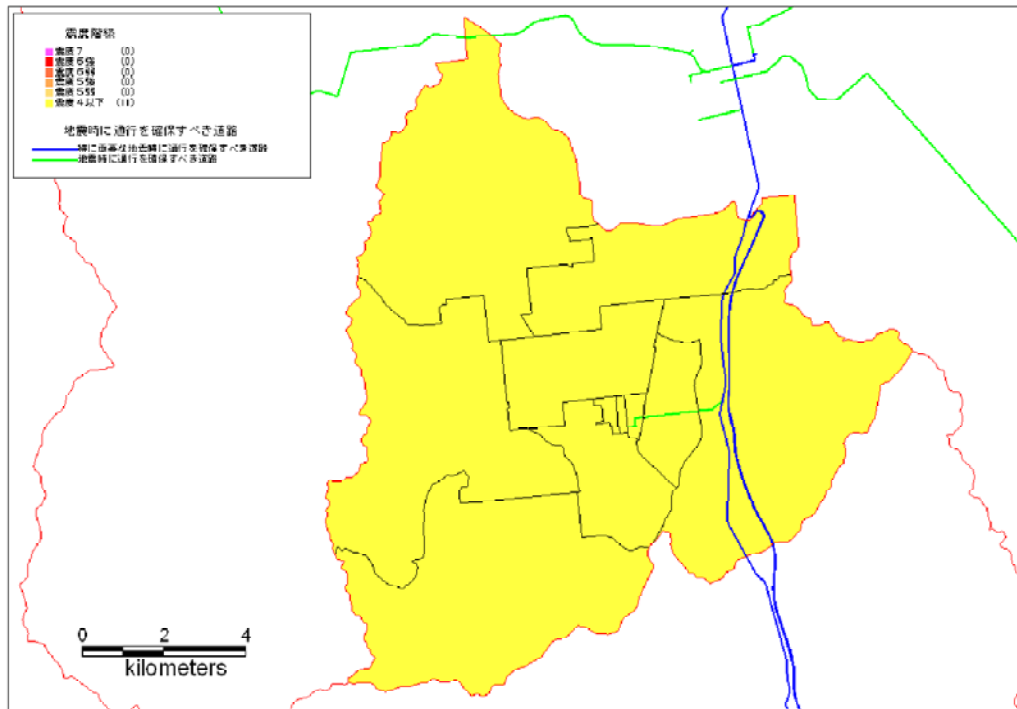
想定される地震における地震動評価は、平成 19 年度に北海道において作成された資料から、①十勝沖・釧路沖の地震、②増毛山地東縁断層帯による地震、③剣淵町直下型地震を想定地震とし、震度分布を示しています。

本町では、③どこでも起こりうる直下の地震による震度が最も大きくなっています。

① 十勝沖・釧路沖の地震

町内の広い範囲で震度 4 弱以上の揺れが予測されます。

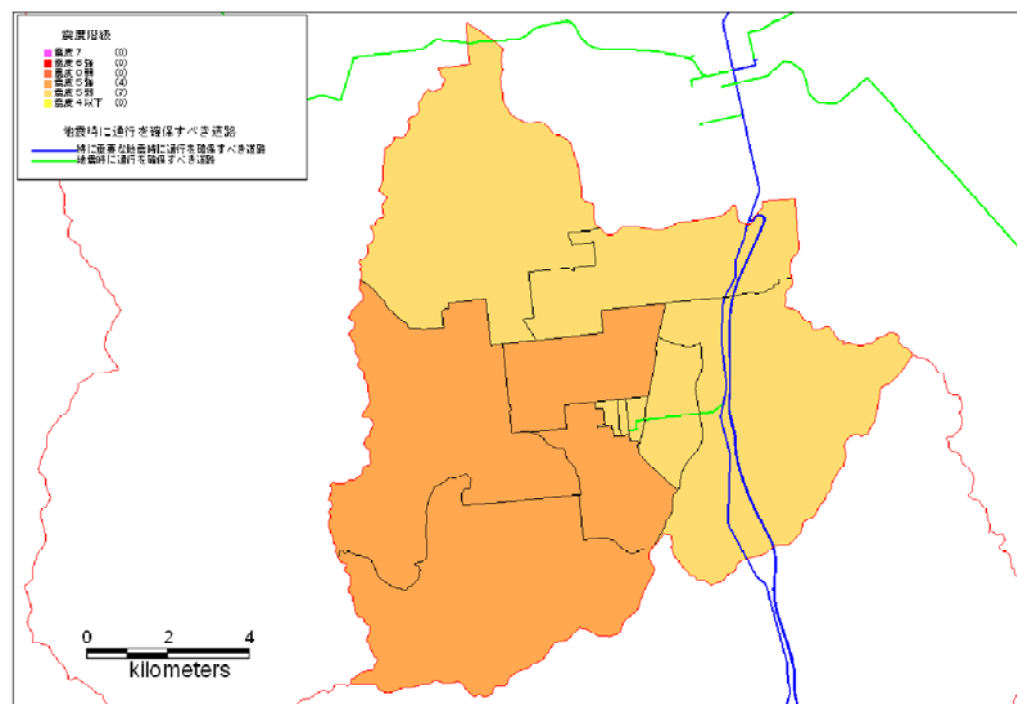
図 2-3



② 増毛山地東縁断層帯による地震

町内の広い範囲で震度 5 弱以上の揺れが予測されます。

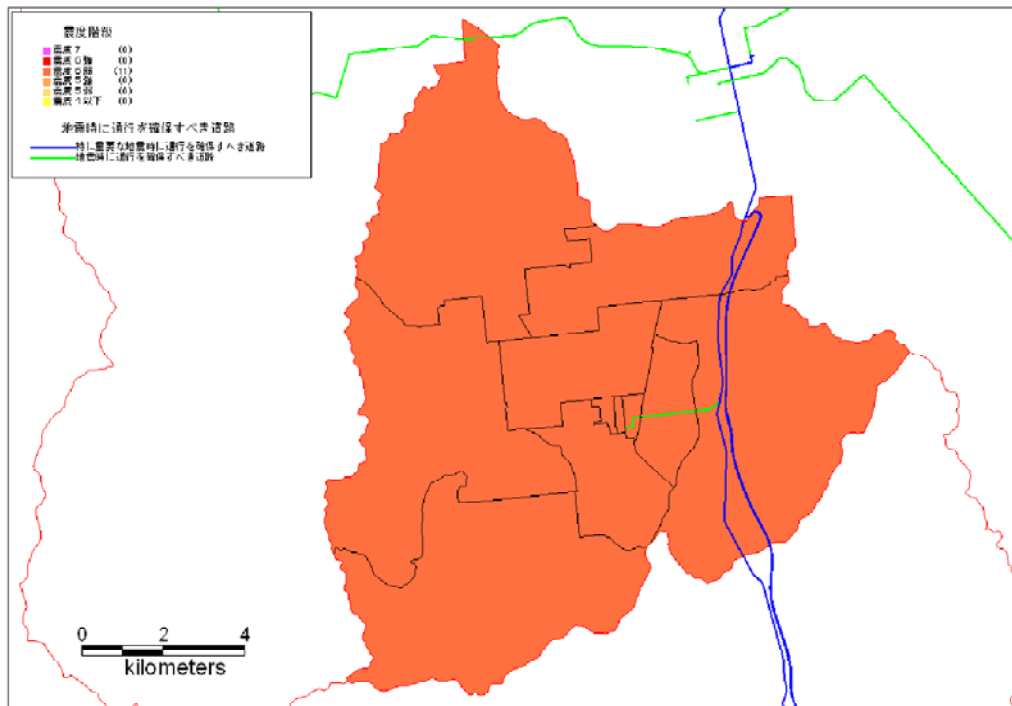
図 2-4



③ 全国どこでも起こりうる直下の地震

町内の広い範囲で震度 6 弱以上の揺れが予測されます。

図 2-5



(4) 人的被害・建築物被害の想定

想定地震に対して、地区別の最大震度における被害想定を行っています。

最大震度における人的被害は、死者 1 名、負傷者数 45 名と想定されます。

また、民間建物の被害は、全壊棟数 95 棟、半壊棟数 653 棟、民間建築物の 17.9%と想定されます。

表 2-6 想定地震最大震度による人的被害数 (人)

死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
1	45	5	40

* 人的被害は、地区別人口を基礎データとして、最大震度による被害を算定しています。

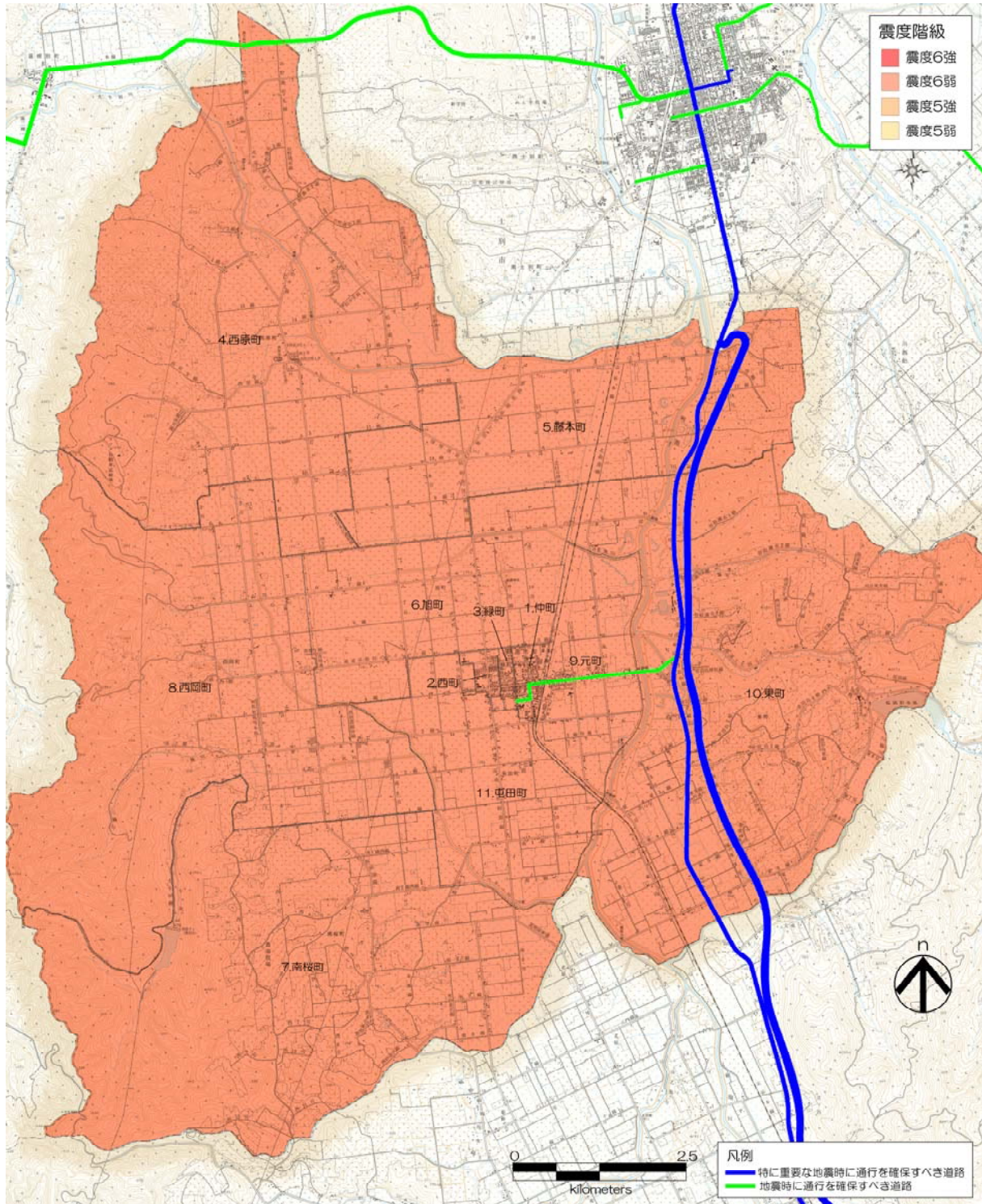
表 2-7 想定地震最大震度による民間建築物被害 (棟)

全壊棟数	半壊棟数	合計	全体棟数に対する割合
95	653	748	17.9 %

* 建築物被害は、現況建築物データ（平成 19.1.1）をもとに、構造別（木造・非木造）建築年代別（木造 3 区分、非木造 3 区分）建築物棟数を地区別に整理し、最大震度による被害を算定しています。

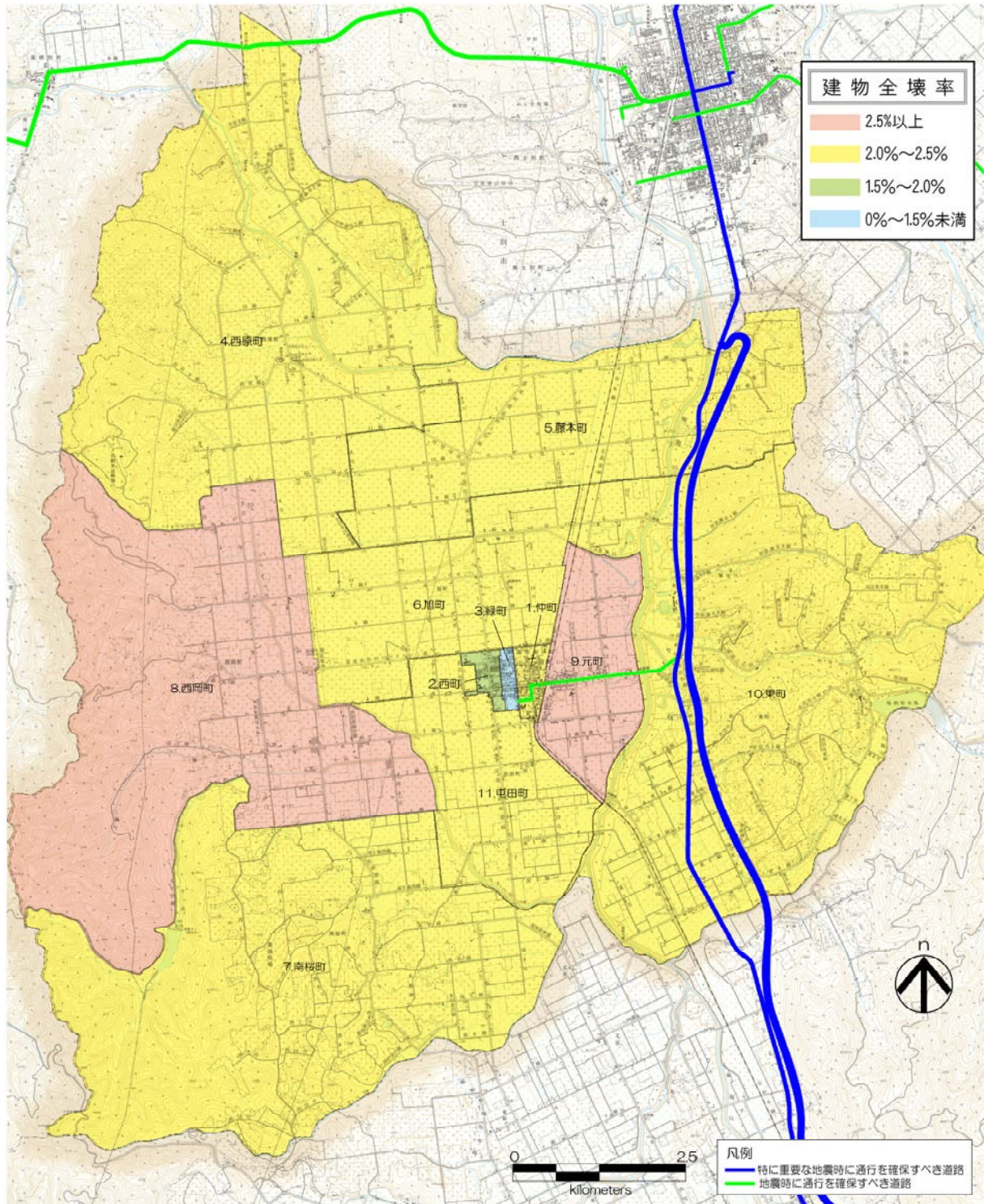
[資料]

■剣淵町揺れやすさマップ（剣淵町で想定される最大地震動による、震度の分布図）



[資料]

■剣淵町危険度マップ（剣淵町で想定される最大地震動による、民間建物の全壊率分布図）



3. 建築物の耐震化に関わる目標

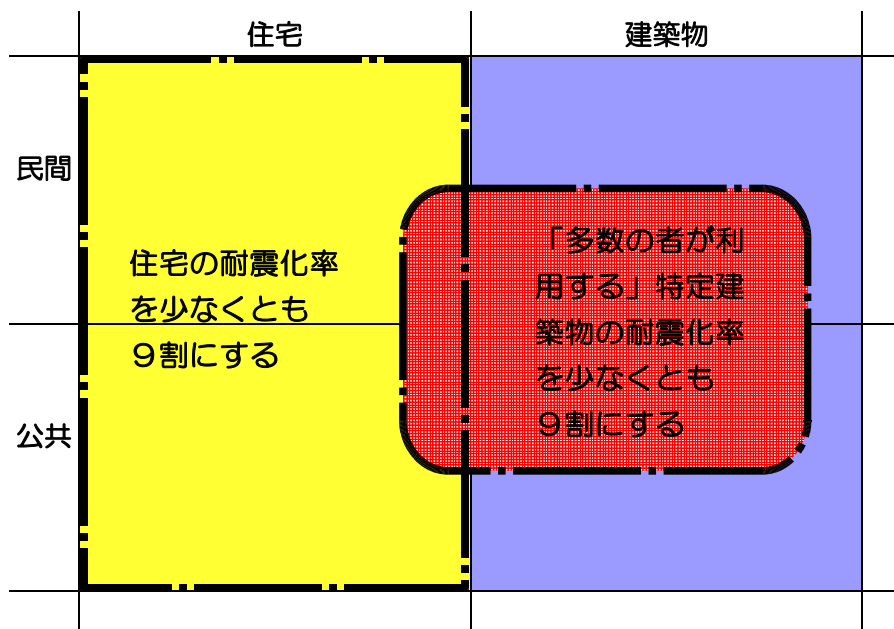
平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災における人的被害の約 9 割が住宅や建築物の倒壊に起因するものでした。このことから、町民の安全、安心を確保する観点から、地震被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化は重要かつ緊急な課題であり、剣淵町はその促進に計画的に取り組むこととします。

本促進計画では、耐震改修促進法に基づく国の基本方針等を踏まえ、剣淵町においては、想定される地震による町内の建築物被害を半減させるため、「住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成 27 年までに、少なくとも 9 割にすることを目標」とします。

なお、道促進計画においても、住宅及び特定建築物等の耐震化の目標値を 90%と定めています。

本促進計画においては、住宅と「多数の者が利用する」特定建築物、さらに公共建築物（町有建築物）について、分野ごとの耐震化の現状を把握し、耐震化の目標設定を行い、耐震化を促進していくこととします。

図 3-1 耐震改修促進法に基づく国の基本方針に示された、平成 27 年までの耐震化の目標値



(1) 民間住宅・建築物の耐震化の現状

① 住宅の耐震化の現状

剣淵町における民間住宅は、1,318 棟あり、昭和 56 年以前に建設された住宅は 919 棟となっています。

民間住宅の耐震化の現状は、56 年以前に建設された住宅のうち 370 棟が耐震性のある住宅と推計され、昭和 57 年以降建設された 399 棟と合わせて 769 棟の住宅が、昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有していると推計され、耐震化率は約 6 割となっています。また、耐震性のない住宅は、549 棟となっています。

表 3-1 住宅の耐震化の現状

(単位：棟)

区 分	総棟数 A=B+C	S57 以降 建築 B	S56 以前建築			耐震性があり と推計される 棟数 F=B+D	耐 震 化 率
			C	内耐震性あり D	内耐震性なし E=C-D		
木 造	1,239	393	846	305	541	698	56.3%
非木造	79	6	73	65	8	71	89.9%
合 計	1,318	399	919	370	549	769	58.3%

* 「平成 19 年 1 月 1 日課税台帳」によります。なお、数値には、町営住宅等の公共住宅は含まれていません。

* S56 年以前建築住宅のうち「耐震性あり」については、北海道が実施した戸建て住宅における耐震診断実績値（木造住宅の 36 % 程度、非木造住棟の 89 % 程度）に基づく推計値です。

② 民間建築物の耐震化の現状

剣淵町における民間建築物は、2,850 棟あり、昭和 56 年以前建築は 1,843 棟となっています。

民間建築物の耐震化の現状は、耐震性のある昭和 57 年以降建築が 1,007 棟あり、耐震化率は約 4 割弱（35.3%）となっています。

③ 特定民間建築物の耐震化の現状

剣淵町内の民間建築物において、耐震改修促進法第 6 条第 1 号、及び 2 号、3 号に掲げる規模・用途に該当する建築物（特定建築物）はありません。

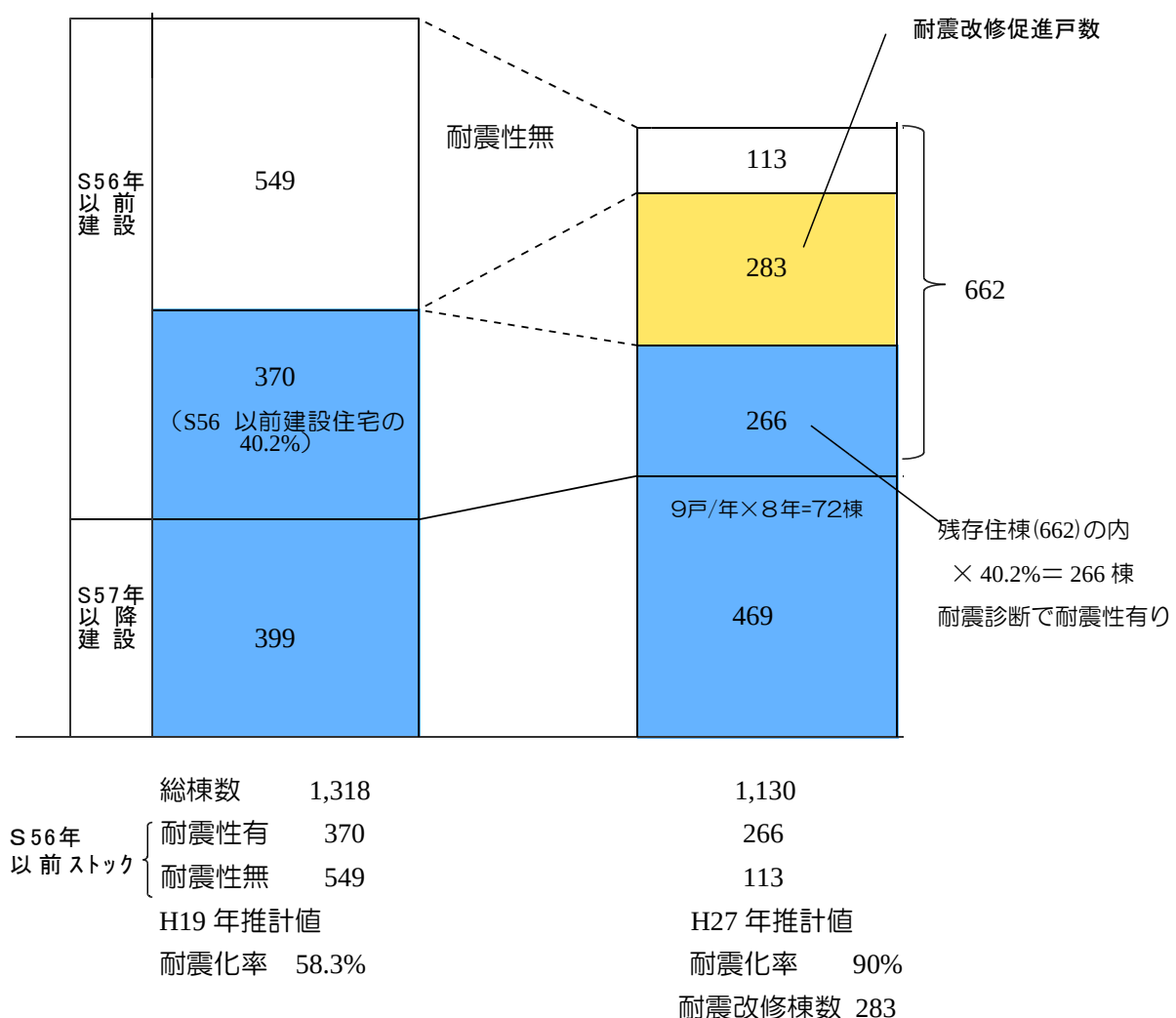
(2) 住宅の耐震化目標

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災における人的被害の約 9 割が住宅や建築物の倒壊に起因するものでした。このことから、町民の安全、安心を確保する観点から、地震被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化は重要かつ緊急な課題であり、剣淵町はその促進に計画的に取り組むこととします。

剣淵町では、2. の想定される地震による町内の建築被害を半減させるため、目標年の平成 27 年までに、住宅については 9 割を目標に耐震化することを目指します。

住宅の耐震化率を 9 割とするためには、今後 280 棟程度の耐震化が必要となり、耐震化の促進を図ることとします。

図 3-1：住宅の耐震化目標



* 住宅統計より近年の年間建設戸数 約 9 戸

* S56 年以前住宅の残存率 72.0%（「北海道耐震改修促進計画」解説より）

(3) 町有建築物の耐震化

① 町有建築物の耐震診断等の考え方と耐震化の方針

本町では、旧耐震基準により設計された町有公共建築物については、耐震化対策に沿って耐震診断調査を実施し、順次耐震性能の判定を行うこととします。この判定結果により、補強対策が必要とされた施設については、計画的かつ効率的に耐震化に取り組んでいくこととします。

なお、本促進計画において対象とする町有公共建築物は、町有施設の内、原則、延べ面積 50 ㎡未満の小規模な建築物や機械室、倉庫など居室がない建築物などを除く建築物とします。

また、国有、道有施設の耐震化については、本促進計画から除外し、それぞれ所有者の施策に委ねるものとし、計画的な適性化を求めています。

② 町有公共建築物の耐震対策

耐震改修促進法に位置付けられる特定建築物以外、地震が発生した際に、災害対策の拠点となる本庁舎、並び消防庁舎、医療救護拠点となる診療所、避難収容施設となる学校、ライフライン施設、要介護者利用施設となる社会福祉施設等、その他の防災上重要な建築物については「より優先的に耐震化を図る公共建築物」とします。

また、その他町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から、「優先的に耐震化を図る建築物」とします。

表 3-2 : 町有建築物の分類

項 目	細 項 目	具体的施設例
災害対策拠点 機能等の確保	災害対策本部設置等、災害対策拠点施設	役場庁舎、消防庁舎等
	医療・救護拠点	診療所等
	避難収容施設	小中学校、体育館、集会所等
	ライフライン	上水道施設、下水処理施設等
震災時における 被害の軽減	災害時要援護者利用施設	高齢者福祉施設、児童福祉施設、 障害者福祉施設等
	不特定多数利用施設 比較的滞在時間が長い	公民館等 公営住宅、保育所、児童館等

③ 町有特定建築物の耐震化の現状及び目標

剣淵町における町有特定建築物は 4 棟あり、剣淵小学校及び中学校は平成 19 年に耐震診断を実施し、平成 21 年度に耐震改修を予定しています。また、役場庁舎及び BG 体育館については、平成 22 年の耐震診断を予定しています。

これら町有特定建築物については、地震防災の観点から重要な施設が多く、率先して建築物の耐震化に取り組む必要があります。診断の結果、耐震化の必要な建築物については、個々の状況に応じて、建替、耐震補強、用途廃止といった方針を定め、計画的な耐震化に取り組み、計画期間において耐震化が図れるよう努めるものとします。

表 3-3 町有特定建築物

施設名称	用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	竣工年	耐震 診断	診断 結果	耐震 改修年	避難 施設
役場庁舎	その他	RC	3	4,695.43	S55	H22 予定	未	未	
剣淵小学校	学校	RC・S	2	4,182.00	S49	実施済	×	H21 予定	*
剣淵中学校	学校	RC・S	3	4,653.00	S51	実施済	×	H21 予定	
BG 体育館	運動施設	S・RC	1	1,102.38	S56	H22 予定	未	未	

④ 公共避難施設の方針

避難施設については、地震災害時の避難施設である性格上、速やかにその安全性を確かめ、その結果耐震化の必要な避難施設については、建物の状況に応じて、建替・耐震補強・用途廃止・他の施設の転用など今後の管理の方針を定め、計画期間内において計画的に、避難施設の安全性を確保・整備することとします。

□公共避難施設の耐震化の現状

剣淵町地域防災計画で指定されている「地区（地域）指定避難場所」は全部で 15 施設あります。それら建物の耐震化の現状は次の通りとなっています。

表 3-4 公共避難施設の耐震化状況

施設名称	構造	階数	延床面積 (㎡)	竣工年	耐震 診断	診断 結果	耐震 改修年	地区	備考
① 剣淵町民センター	RC	2	1632.00	S55	H22 予定	未		仲町	特定
② 剣淵小学校	RC1 部 S	2	4195.00	S49	実施済	無	H21 予定	西町	特定
③ 剣淵中学校	RC1 部 S	3	4636.00	S51	実施済	無	H21 予定	西町	特定
④ 剣淵高等学校	RC1 部 S	2	3659.11	S63	不要	—		仲町	
⑤ B & G 海洋センター	S1 部 RC	1	1102.27	S56	H22 予定	未		仲町	特定
⑥ 社会福祉センター	RC	2	945.81	S42	除却予定	—		仲町	
⑦ 東地区農業研修館	W	1	722.38	S54	予定	未		東町	
⑧ 西原地区農業研修館	W	1	336.96	S55	予定	未		西原町	
⑨ 元町公民館	W	1	113.40	S58	不要	—		元町	
⑩ 南桜町公民館	W	1	83.00	H14	不要	—		南桜町	
⑪ 旧第 5 区公民館	W	1	373.00	S28	予定	未		南桜町	
⑫ 旧第 6 区公民館	W	1	83.00	S63	不要	—		西岡町	
⑬ 西岡町公民館	W	1	157.00	S41	予定	未		西岡町	
⑭ 旧第 13 区公民館	W	1	80.19	S61	不要	—		藤本町	
⑮ 藤本町公民館	W	1	80.00	H	不要	—		藤本町	

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(1) 建築物の耐震化の促進に係わる基本的な方針

① 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進していくためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対し、適切な施策を実施していく必要があります。

□耐震改修促進に向けての阻害要因となっている課題

- ・耐震性に関する疑問に対する相談・情報提供体制が必ずしも確立していない。
 - ・耐震改修費用負担が重いと感じられ、耐震化を支援する、負担の軽減処置が期待される。
 - ・切迫する地震の危険性への認識や耐震化への意識が低い。
 - ・耐震診断や耐震改修工事に対する不安や技術者・事業者が不足している。
- 等

② 耐震化促進に向けた各主体の役割

地震における被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、市町村及び北海道が相互の信頼関係に基づき、「自分の生命は自ら守る」といった自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」といった共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要です。

町民、事業者、市町村及び北海道が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していくこととします。

a 所有者の役割

建築物所有者は、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

b 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の安全性を確保することは、人命に係わる重要な要素であることの認識をもち、住宅や建築物の所有者をはじめとする地域との信頼関係を築くことに努め、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築ストックの形成に努めるものとします。

c 剣淵町の役割

剣淵町は、相談体制や適切な情報提供等、町民が安心して耐震診断・改修ができる環境の整備や、住宅建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めるものとします。

また、町有建築物の耐震化に計画的に取り組むこととします。

これら取組みにあたっては、北海道との連携のもと、推進することとします。

③ 実施する事業の方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者などの取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組み方針とします。

□だれもが安心して耐震診断や耐震改修ができる環境整備の推進

建築物の所有者による建築物の耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための事業の実施など、耐震化の促進に必要な施策を講じることとします。

□住宅・建築物に関する知識の普及・啓発への積極的な取組み

建築物の耐震化の促進のためには、地震防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民、事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性、重要性の普及・啓発に、積極的に取り組むこととします。

④ 重点的に耐震化を推進すべき地域や建築物の考え方

■重点的に耐震化を図る地域

剣淵町は十勝沖・釧路沖の地震や増毛山地東縁断層帯による地震、直下型地震による被害が想定され、地域による地震影響の違いは少ないことから、「町全域を、重点的に耐震化を図る地域」とします。

■重点的に耐震化を図る建築物

ア 住宅

住宅については、過去の地震による、新耐震基準導入以前に建設された木造住宅における被害状況や、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

イ 特定建築物

1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり、地震発生時に利用者の安全を確保する必要があること（2号特定、3号特定建築物は、剣淵町にはありません）から、「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

（２）耐震診断及び耐震改修を図るための支援策

町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図ることとします。

① 住宅所有者に対する費用負担の軽減策

今まで住宅の耐震化については、所有者の意識に委ねられていること、またその費用の所有者への負担などの要因から、剣淵町においてもなかなか進まない状況にありました。

耐震診断については、平成 18 年 8 月から、北海道で、戸建て住宅を対象に一般診断プログラムを活用した無料耐震診断を行っています。

今後は、剣淵町における、住宅所有者の耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化しやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を行います。そのため、剣淵町だけではなく北海道の事業やシステムとの連携も図り、実現を図ることとします。

② 耐震診断の支援策

今まで住宅の耐震化については、所有者の意識に委ねられていること、またその費用の所有者への負担などの要因から、剣淵町においてもなかなか進まない状況にあります。

耐震診断については、北海道の無料耐震診断業務の紹介を行い、利用の促進を図ることとします。また、道と同様の取組みを町でも行うことができるよう、今後検討を進めることとします。

③ 耐震改修（補強）の支援策

本町では、耐震性に乏しく倒壊の危険がある既設住宅を解消する観点から、耐震改修工事を補助する支援制度等の創設に向け、今後検討を進めることとします。

④ 国、北海道の支援制度の活用

国は耐震改修の促進を図るため、平成 18 年度から税制改革を行い、耐震改修促進税制を創設しました。

住宅に関しては、一定の要件を満たす住宅について耐震改修を行った場合、固定資産税及び所得税を減税するものです。所得税減税については住宅の耐震改修は地域において主体的に取り組む課題であり、補助制度及び税制により一体的に支援することが効果的であるとの考え方から、地方公共団体が住宅の耐震改修に関する補助事業を行っている区域に限って適用されることとなっています。

剣淵町においても、地域住宅交付金及び道の補助事業・制度を活用することにより、所有者の負担を軽減し、耐震改修を積極的に推進することに努めます。

また、耐震改修を行った住宅所有者が所得税減税を受けるために必要な「住宅耐震改修証明書」の取扱等に関わる関連事務手続きを行う体制も整えることとします。

（３）地震時に通行を確保すべき道路の指定

道促進計画においては、地震直後から発生する災害拠点施設間の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を、耐震改修促進法第５条第３項第１号の地震時に通行を確保すべき道路として指定しています。

剣淵町では、町独自で地震時に通行を確保すべき道路の指定を検討することとします。

（４）総合的な地震対策の推進

これまでの建築物に関する地震被害では、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されています。

このため、道と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう、指導・啓発し、地震時の総合的な安全対策を推進します。

5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

建築物の耐震化の促進のためには、地震防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民、事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性、重要性の普及・啓発に取り組むこととします。

（１）地震・防災マップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって、理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要や、地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（危険度マップ）の提示が有効であり、地震対策の推進に寄与することから、地震による揺れやすさがわかる「揺れやすさマップ」及び建物倒壊の災害予測地図の「危険度マップ」を公表することとします。

（２）相談体制の整備及び情報提供の充実

安心して住宅・建築物の耐震診断や耐震改修ができるよう、木造住宅の耐震診断や耐震改修に関する相談については、既設の住宅相談窓口（建設課土木建築グループ）において随時対応するとともに、周知を図ることとします。

また、北海道と連携し、耐震診断や改修の必要性についての情報提供を図っていきます。

（３）消費者向けパンフレット等の配布、セミナー等の開催

道や、建築関係団体と連携して、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報などにより耐震化について情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発します。

また、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会を捉え、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ることとします。

また、北海道と連携した町民向けのセミナー開催などを検討していきます。

（４）リフォームに併せた耐震改修の誘導策

既存住宅における住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要かつ効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう、相談窓口などでの対応を図るとともに住宅関連業界等とも連携し、普及・啓発を図ることとします。

6. 耐震改修促進法による指導等に関する事項

建築物の耐震化の促進を図るためには、法第 7 条に基づく特定建築物への指導及び助言並びに指示等の権限を持つ所管行政庁（本町においては、北海道）と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていくこととします。

7. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

（１）推進方策

北海道では、市町村及び建築関係団体で構成する「（仮称）全道建築物等地震対策推進協議会」を設置し、建築物の耐震化推進を図ることとしています。

本町においては、上記協議会を活用し、耐震化への取組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進することとします。

（２）その他

本促進計画は、原則として 5 年ごとに検証し、必要に応じ変更することとします。

また、実施するに当たり、必要な事項は別途定めることとします。

○剣淵町耐震改修促進計画策定委員会構成

役職	所 属	氏 名
委員長	副町長	齊藤 實
委 員	総務課長 健康福祉課長 教育委員会教育課長 建設課長 総務課企画財務グループ グループ長 総務課総務グループ グループ長 健康福祉課福祉介護グループ グループ長 教育委員会学校教育グループ グループ長	高橋 修 早坂 純夫 石村 博樹 中村 拓 清水 幸喜 鹿野利喜夫 半田 幸清 中村 正人
オブザーバー	旭川土木現業所企画総務部建設指導課住宅建築係長	寺木 英明
事務局	建設課土木建築グループ グループ長 “ 主査 “	舘野 哲也 田中 健一 孫城 幸
コンサルタント	株式会社 アトリエアク 計画部長	渡邊 広明